

令和6年度から令和8年度まで  
和歌山県修学奨励金  
未収金回収業務委託仕様書

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課

## はじめに

この「令和 6 年度から令和 8 年度まで和歌山県修学奨励金未収金回収業務委託仕様書」（以下「仕様書」といいます。）は、この業務委託を管轄担当する和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班（以下「奨学班」といいます。）が当該業務委託を受託する者に希望する業務内容を記載したものです。

このプロポーザルに参加する者は、仕様書を基に奨学班が満足する企画提案を行ってください。

なお、契約締結に当たっては、企画提案を基に業務内容を変更するものとします。

# 目 次

1	業務委託の目的 .....	1
2	事業年度 .....	1
3	委託業務の名称 .....	1
4	業務委託の期間 .....	1
5	用語の定義 .....	2
6	業務委託する未収金の決定等 .....	2
7	業務内容 .....	3
8	委託料について .....	5
9	受託者に提供する情報について .....	5
10	その他 .....	6

## **1 業務委託の目的**

和歌山県は、平成 14 年度から経済的理由により修学が困難な者に対し、修学の奨励と教育の機会均等を図り、もって有為な人材の育成に資することを目的に和歌山県修学奨励金（奨学金及び進学助成金）を貸与しています。

平成 17 年度からは、当該修学奨励金の貸与が終了した者及びその連帯保証人等に対し返還金の請求を開始しましたが、そのなかで返還金を滞納する者が現れ、その滞納額は年々増加しています。

この返還金は、次世代の当該修学奨励金の貸与に活用するため、その確保が必要であり、「返還の公平性」の観点から滞納している者に返還を促し、回収を行う必要があります。

このことから、当該修学奨励金の返還を促進するため、その回収及び収納事務に関する業務を委託します。

## **2 事業年度**

令和 6 年度から令和 8 年度まで

## **3 委託業務の名称**

和歌山県修学奨励金未収金回収委託業務

## **4 業務委託の期間**

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 5 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義は、次表のとおりとします。

用語	説明
(1) 県	和歌山県の略称です。
(2) 修学奨励金	和歌山県修学奨励金の略称です。 高校生等を対象とした「奨学金」及び大学等への進学者を対象とした「進学助成金」から成ります。
(3) 滞納者	和歌山県修学奨励金の返還金を滞納している者 奨学生本人及び連帯保証人のことです。 なお、保証人がいる場合は、その者を含みます。
(4) 返還金	和歌山県修学奨励金返還金の略称です。
(5) 未収金	和歌山県修学奨励金返還金未収金の略称です。
(6) 回収業務	和歌山県修学奨励金未収金回収業務委託のことです。
(7) 委託対象者	(3)の滞納者のうち、(6)の回収業務の対象者のことです。
(8) 委託未収金	(5)の未収金のうち、和歌山県修学奨励金未収金回収業務委託対象になる未収金のことです。
(9) 受託者	和歌山県修学奨励金未収金回収業務委託を受託した者のことです。
(10) 委託証明書	和歌山県修学奨励金未収金回収業務委託を受託者に委託したことを証明する書類のことです。
(11) 納付書	徴収委託金払込用収納済通知書、原符及び徴収委託金払込書兼領収証書のことです。

## 6 業務委託する未収金の決定等

### (1) 業務委託を予定する未収金の範囲

業務委託を予定する未収金は、契約締結日に納入に応じない滞納者の未収金を基準とし、次に該当する未収金とします。

ア.元本未収金 修学奨励金未収金元本の滞納回数が概ね6回以上又は未収元本の額が350,000円以上の滞納者が抱えるうち、県が回収業務を委託することが適当と判断した未収金

イ.延滞金未収金 和歌山県修学奨励金返還金に係る延滞金の滞納者が抱えるうち、県が回収業務を委託することが適当と判断した未収金

ウ.その他 ア・イの他に、県が回収業務を委託することが適当と判断した未収金

### (2) 業務委託する未収金の決定及び通知

県は、(1)により委託対象者を精査の上、選定及び決定し受託者に通知するものとしま

す。

(3) 回収業務の着手日の決定

県は、受託者と協議の上、回収業務の着手日を決定するものとします。

(4) 回収業務着手までの業務

ア 委託証明書の交付

県は、受託者に委託証明書を交付するものとします。

イ 回収業務の方針の提出

受託者は、県に回収業務の方針を書面により提出し、承認を得なければなりません。

ウ 委託対象者への回収業務委託通知の送付

県は、回収業務の対象となった委託対象者に委託通知を送付するものとします。

エ 委託対象者への回収業務受託通知の送付

受託者は、回収業務の対象となった委託対象者に受託通知を委託証明書の写しとともに送付するものとします。

## 7 業務内容

(1) 委託未収金納入の通知業務

受託者は、委託対象者に振込書及び案内通知等を発するときは、地方自治法施行令第154条第3項に定める事項（所属年度、債権名、納入すべき金額、納入義務者、納入場所及び納入の請求事由等）を記載するものとし、また、県知事から回収業務を受託され、その権限があることを明示するものとします。

(2) 委託未収金の回収業務

受託者は、7の(4)のイにより提出し、県の承認を得た回収業務の方針に基づき、委託未収金の回収業務について、受託者が培ってきた専門的知識及び技能を活用し、委託対象者に対し常に誠意をもって次に定める回収業務に従事しなければなりません。

なお、詳細は県及び受託者が協議の上、決定するものとします。

ア 架電及び文書による委託未収金納入の催促等

イ 現地訪問による委託未収金納入の催促等

ウ 所在不明になっている滞納者の所在調査

エ その他、委託未収金の回収に必要な業務

(3) 委託未収金の領収業務

受託者は、委託対象者から委託未収金を現金で収納したときは、公金として取り扱い、委託対象者に領収書を交付しなければなりません。

(4) 回収した委託未収金の保管業務

ア 決済用預金口座の開設

受託者は、取引金融機関に本業務専用の決済用預金口座を開設するものとします。

イ 決済用預金口座の取扱い

決済用預金口座の取扱業務は、次のとおりとします。

(ア) 委託対象者から現金収納した委託未収金の入金

(イ) 委託対象者が振り込んだ委託未収金の受取り及び保管

ウ 決済用預金口座の閉鎖

受託者は、令和 9 年 3 月 3 1 日に、決済用預金口座を閉鎖するものとします。

(5) 委託対象者の異動報告

受託者は、委託対象者が死亡、破産免責等の決定又はその手続きを行っている等、異動の事実を知り得たときは、県に速やかに報告するものとします。

(6) 受託収納金計算書及び債務者別交渉記録の提出

ア 受託収納金計算書の提出

受託者は、毎月に委託対象者より回収した委託収納金の実績を、別に定める受託収納金計算書で作成し、和歌山県財務規則第 31 条第 2 項の規定により、県に速やかに提出するものとします。

なお、企画提案内容の如何に関わらず、受託者は県と同様の様式で債権残高を月次確認することとします。

イ 債務者別交渉記録の提出

受託者は、委託対象者について個別に交渉を行った記録は、次に該当するときに提出するものとします。

(ア) 県が提出を指示したとき

(イ) 本業務を終了したとき

(7) 回収した委託未収金の県への払込み

受託者は、1 か月に回収した委託未収金を受託収納金計算書の提出後、和歌山県財務規則第 31 条第 1 項の規定により、県が定める納付書により県が指定する金融機関等に払い込まなければなりません。

(8) 委託未収金回収困難者の報告及び会議

受託者は、委託未収金の回収が困難と認められる委託対象者について、県に定期的に報告を行い、県と会議を開催するものとします。

なお、会議の開催時期及び手段は、別に協議を行うものとします。

## 8 委託料について

### (1) 委託料の対象

委託料の支払対象は、県が受託者に委託した委託未収金のうち、7の(3)に定める回収業務の着手日以降に受託者が回収及び県に委託対象者から直接納付があった委託未収金とします。

なお、県は、県に委託対象者から直接委託未収金の納付があったときは、受託者に速やかに連絡を行うものとします。

### (2) 委託料の額

委託料の額は、回収した委託未収金に、契約により定めた率を乗じた額（1円未満の端数があるときは切り捨て）を算出し、その額に消費税及び地方消費税（1円未満の端数があるときは切り捨て）を加算した額とします。

### (3) 委託料の支払い

県は、委託料を毎月、8の(6)のアに定める受託収納金計算書の検査を実施後、受託者から適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとします。

### (4) 委託収納金と委託料の相殺の禁止

委託未収金と委託料の相殺は、認めません。

## 9 受託者に提供する情報について

### (1) 提供する情報の範囲

県は、受託者に次の情報を提供するものとします。

なお、情報に変更があったときは、県は受託者に逐次その提供を行うものとします。

ア 奨学生決定番号

イ 奨学生氏名

ウ イの生年月日、住所及び電話番号

エ 連帯保証人氏名

オ エの生年月日、続柄、住所及び電話番号

カ 保証人の氏名

なお、保証人がいる場合に限りです。

キ カの生年月日、続柄、住所及び電話番号

なお、カに同じ。

ク 貸与総額

ケ 返還予定額

コ 償還回数

サ 調定



- (ア) 調定年月
- (イ) 調定額
- (ウ) 納期限
- (エ) 納付額
- (オ) 納付日

(2) 個人情報について

ア 個人情報の範囲

県は、受託者に提供する(1)の情報のうち、イからキまでの情報を個人情報とします。

イ 個人情報の管理等

受託者は、県から提供された個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止の他、個人情報の適切な管理に必要な措置を講じなければなりません。

ウ 個人情報の利用等の禁止

受託者は、県の指示又は承諾がある場合を除き、県から提供された個人情報を本業務以外の目的に利用、又は第三者に提供してはなりません。

エ 個人情報の複写等の禁止

受託者は、県の承諾がある場合を除き、県から提供された個人情報を複写、又は複製をしてはなりません。

オ 個人情報の廃棄

受託者は、本業務完了後、県からの提供及び受託者が収集又は作成した個人情報を保存期間終了後に廃棄するものとします。

## 10 その他

上記に定めのない事項は、県及び受託者が協議の上、別に定めるものとします。業務の再委託については、特に事前に県と協議の上、可否を決定します。